



伊奈商工情報

第196号 平成30年3月23日
伊奈町商工会
〒362-0806
北足立郡伊奈町小室 9454-1
TEL722-3751 FAX721-3366
<http://ina-sci.com/>

緑のトラスト・2018無線山さくらまつり開催!

開催日程 平成30年3月24日(土)～4月8日(日)
※雨天中止 ※開花状況により変更の場合あり
開催時間 午前10時～午後8時(午後6時より照明点灯)
イベント日 3月31日(土)・4月1日(日)
地元野菜や特産品の販売、郷土芸能等のイベントを予定

3月31日(土) 10:30～11:30
歌手のさくまひでしが歌う「伊奈備前守忠次公イメージソング」発表

会場 無線山桜並木 伊奈町大字小室752-1
問い合わせ 伊奈町観光協会 048-724-1055

【日本薬科大学一般開放】

開放日 4月4日(水)～4月7日(土) (事前予約不要)
開放時間 ①午前10時～午前11時 ②午後2時～午後3時
※4月7日は①のみ
イベント内容 上記時間に大学ツアーを行います。12Fから見晴らしのいい展望フロアや漢方資料館見学など日本薬科大学でしか味わえないツアーになっております。
問い合わせ 日本薬科大学地域連携推進課
TEL: 048-721-1155 (直通)



第45回通常総代会日程決まる!!

伊奈町商工会第45回通常総代会は、下記の日程に開催されます。各地区の総代さんへご出席をお願いします。万一欠席される場合は、同地区の会員さんに代理出席をお願いするか、委任状の提出をお願いします。案内状は、後日郵送します。

開催日・5月14日(月) 午後3時

場所・伊奈町商工会館 会議室

2018バラまつり開催!

【開催期間】
平成30年5月10日(木)～6月上旬
午前9時～午後6時(開園時間)
午前10時～午後4時(まつり開催時間)

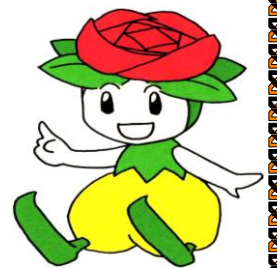
【会場】
伊奈町制施行記念公園(伊奈町小針内宿 732-1)

【イベント日】
5月12日(土)
・バラ栽培相談会、バラ園ガイドツアー、ローズウェディング、ロケラニ・フラ・プリンセス(フラダンス)
5月13日(日)
・バラ栽培相談会、ミスユニバース撮影会、伊奈学園総合高校吹奏楽部、笑蓮(よさこいソーラン)

5月19日(土)
・市町村観光物産展、花苗販売、バラ栽培相談会、竹とんぼ教室、バラ園ガイドツアー、伊奈備前太鼓保存会、伊奈町手話の会(手話コーラス)、い〜な舞舞(よさこいソーラン)、ライトアップ
5月20日(日)

・市町村観光物産展、花苗販売、バラ栽培相談会、パークトレイン運行、竹とんぼ教室、伊奈町立南中学校吹奏楽部、P. P. K. よさこいソーラン、ライトアップ
5月25日(金)
・ライトアップ
5月26日(土)
・カスタムカー展示、伊奈町綾瀬太鼓、ライトアップ(予備日)
5月27日(日)
・ユリ香フラ(フラダンス)、バトンクラブセーラーズ

6月2日(土)
・YDS~GOLDEN DAISY(ダンス)
問い合わせ 伊奈町観光協会 TEL: 048-724-1055



小規模事業者持続化補助金のお知らせ

平成29年度補正予算「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました。

1. 事業概要

本事業は、小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3(補助上限額原則50万円)を補助するものです。

2. 公募期間

受付締切:

- ①商工会窓口締切 平成30年5月11日(金)
- ②申請締切 平成30年5月18日(金) [当日消印有効]

詳しくは伊奈町商工会ホームページをご覧ください。

※申請にあたっては商工会に事業支援計画書の作成・交付を依頼する必要がありますので伊奈町商工会へのご相談は4月27日(金)までをお願いします。

商工会HP会員リンク募集中!!

経営情報委員会(武藤倫雄委員長)では、商工会HPにリンク掲載を希望する会員事業所を募集しています。

掲載料は年間1,000円で、複数年での申込みも可能です。

なお、HPをお持ちでない事業所様についても事業所情報等を掲載し、広告としてご利用頂けます。

※詳しくは同時配布の申込書をご覧ください。

お問い合わせは、

伊奈町商工会事務局まで (TEL722-3751 担当: 利根川)

~Buy伊奈~ バラまつりに出品しませんか!!

町観光協会主催によるバラまつりが上記の日程で開催されます。伊奈町商工会では、販売促進を支援するため、この期間中会場に2テントを張り、そこで町内の3商店会が出品するとともに、自社(店)で製造小売りしている会員さんの商品を販売することにして



▲ 昨年の様子

ています。販売は、アルバイトで対応いたしますので、出品を希望する会員さんは、4月20日(金)までに事務局までお申し出ください。なお、出品に際し、手数料等の費用はかかりません。

「地域経済活性化に向けた包括的な連携・協力に関する協定書」 を町内金融機関と締結しました

このほど商工会は、町内に支店がある3金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫）と協定書を締結いたしました。

協定書締結により商工会と金融機関が連携協力しながら会員の皆様に対して更に適確な支援を行い、合わせて地域経済活性化につなげたいと考えています。

なお、協定書の締結式は3月19日に伊奈町商工会館で開催しました。



▲協定書を持つ各金融機関代表と商工会正副会長

経営革新承認制度のご紹介

新商品開発・新サービスの提供・生産設備のレイアウト変更・関連業種への進出を考えている方はご相談ください。

「経営革新計画」とは、中小企業、小規模事業者がこれまでの事業を軸とした「新たな取り組み」について具体的な数値目標を設定した計画を作成し、埼玉県に提出し県知事の承認を受ける制度です。「新たな取り組み」とは自社が初めて行うものであります。

経営革新のメリット

- 専門家（中小企業診断士等）の支援を受けて自社の事業計画書（3～5年）を作成する事が出来ます。
- 自社が抱える悩みや上手くいかないことを整理し、問題の解決方法を考えます。
- 頭に浮かんだアイデアを書面に落とすことで、やるべきことの整理が出来ます。
- 自社の「理念」「目標」を考えることで、自社の存在意義を確認出来ます。

詳しくは、伊奈町商工会事務局まで
(TEL722-3751 担当：鈴木・増田)

融資制度をご活用下さい

伊奈町商工会では設備資金、運転資金、倒産防止共済貸付金など事業に必要な資金の相談や公的機関の制度融資をご希望される場合の相談に応じております。金利に関しましては社会情勢の変動により変化いたしますので、その都度ご確認下さい。

【日本政策金融公庫】

日本政策金融公庫は、地域の身近な政府系金融機関として、小企業や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。また、商工会、商工会議所、生活衛生同業組合などと密接に連携し、小企業の皆さまの経営改善や生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。

【埼玉県融資制度】

中小企業の皆さんに、事業に必要な資金を円滑に調達していただくための制度です。埼玉県が金融機関に対し利子補給を行うことにより、金融機関から、埼玉県の定める低い利率で融資を受けることができます。（一部資金については金融機関所定利率となります。）県制度融資は、固定・低利・長期が特徴の融資制度です。また、ほとんどの制度については、原則として無担保・第三者保証人なしでご利用いただけます。

『経理サポートサービス』 商工会が個人事業主の皆様の 記帳を代行いたします

● 「忙しくて経理業務に手が回らない」

● 「決算時に帳簿整理であわててしまう」



このようなお悩みを抱えている個人事業主の皆様には、当会の経理サポートサービスをお勧めします。所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、一ヶ月毎にまとめて商工会にお持ちいただければコンピュータで分析して経営データを作成します。税務申告の資料として活用できますし金融機関からの融資を受ける際にも役に立ちます。

※手数料 月額5,000円（記帳代行のみ）

詳しくは、伊奈町商工会事務局まで（TEL722-3751 担当：利根川）

企業PR用広告看板掲載企業を募集！！

ニューシャトル羽貫駅構内に企業のPR用看板を設置しています。A-4サイズ横置きで、募集枠は5枠です。一ヶ月単位で広告掲載いたします（掲載料一ヶ月1,000円）。更新もOKで



▲羽貫駅広告看板

す。掲載ご希望の事業所は、月末までに原稿をお持ちになり商工会にお申し込みください。

伊奈町商工会青年部 部員募集中！！

伊奈町商工会青年部では、現在部員を募集しております。

中小企業・個人事業主の経営者の方、またはその後継者等で45歳以下の男女の皆様、青年部へ入部し、同世代の経営者仲間を作ませんか？

主な事業

- 祭り、イベントの企画実施や福祉活動
- 商工会の各種事業への参加、協力
- スポーツ等レクリエーションをとおしての親睦活動
- 経営などの情報交換
- 未来を先取りする研修会、研究会
- その他地域商工業振興を図るための事業

詳しくは、伊奈町商工会事務局まで（TEL722-3751 担当：利根川）

☆労働保険の事務を委託しませんか☆

当会では労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて事業主が行なうべき雇用保険の資格取得・喪失の手続き、労働保険料の申告納付手続、労災保険の特別加入申請等の労働保険事務委託処理を代行します。

メリットは、

- ・ 事務処理の負担を軽減
 - ・ 労働保険料が年3回に分納が可能
 - ・ 労災保険の特別加入ができる。中小事業主及び家族従事者が労働者と同様に労災保険の適用が受けられる。
- 是非ご利用下さい。

詳しくは伊奈町商工会事務局まで（TEL722-3751 担当：利根川）